

【藤尾小学校保護者会幹事選出ガイドライン】

1. 幹事とは

- ・保護者会を運営する上で最低限の運営業務を役割分担として担当
 - ・代表幹事 1名 (名目上の保護者会の代表者)
 - ・一般幹事 原則5名(状況に応じて幹事学年にて増減可能)
- 《職務内容》・学校や外部団体から依頼される役割分担について連絡調整
 - ・保護者に対し役割分担の募集と振分の調整
- ・次年度の幹事選出の進行
 - ・新入生説明会にて新入生保護者に保護者会と集団登校の説明
 - ・「藤尾学区青少年育成学区民会議」の会計監査(代表)
 - ・「藤尾学区社会福祉協議会」の構成員(代表)

2. 担当学年

- ・4・5年生の保護者6名が担当(できる限り各学年3名ずつとする。少人数学級など状況に応じて変更可能。)
- ・6名を基本とするが、状況に応じて増減可能
- ・4・5年生の保護者を幹事学年とし、保護者会運営上必要な役割(※)については幹事学年が担当
 - ※幹事・学校運営協議委員・入札検討委員(卒業アルバム・修学旅行)

3. 選出方法

- ・皇子山中学校PTA役員を先に選出し、その後藤尾小保護者会幹事の選出
(皇子山中学校PTA選出は毎年確実な日程は決まっていないため時期については皇子山中学校PTA藤尾学区地域委員と調整)
- ・幹事の進行にて3・4年生保護者合同で立候補を募り、話し合いを実施(教員立会のもと)
- ・立候補で決まらない場合は、立候補者・辞退者をのぞき話し合い、欠席者も含めて抽選にて決定

4. 免除

- ・辞退可能者:藤尾小学校旧PTA事務局員経験者・保護者会幹事経験者(欠員補充により年度途中から幹事となった場合もこれに含む)
- ・皇子山中学校PTA会長経験者
- ・当該年度、すでに皇子山中学校PTAで執行部会・各種委員長に選出済の者

※参考※

令和6年度皇子山中学校PTA役員・委員会構成一覧

執行部会:会長・副会長・総務・庶務・会計

各種委員長:文化体育委員長・校内委員長・広報委員長・藤尾学区地域委員長

5. 皇子山中学校PTAでの免除

- ・2024年度以降、代表幹事の皇子山中学校PTA会長免除無し。(皇子山中学校PTA藤尾学区選出規程に同内容記載)